

# 県西地域で 消防広域化の 検討を進めています

企画政策課  
☎ 84-0312

## ● 消防広域化の概要

災害の大規模化や住民ニーズの多様化など、現在、消防を取り巻く環境は大きく変化しています。このような中、国は市町村消防の広域化を推進するため、平成18年に消防組織法を一部改正し、現在、全国で消防広域化の実現に向けて取り組みが行われています。こうしたことから県西地域2市8町では、昨年4月に「神奈川県西部広域行政協議会」を設置し、消防体制の充実強化を図り、質の高い消防サービスを提供できる体制について協議検討を行ってきました。その結果、8月8日に、小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、真鶴町の2市6町の枠組みによる任意協議会において、消防広域化について、より具体的な検討をしていくこととなりました。

## 消防広域化により期待できる効果

- 1 より早く** 【現場到着時間の短縮】
  - 高機能的な消防指令施設の整備による到着時間の短縮
  - 消防署所や管轄区域の適正化による到着時間の短縮
- 2 より高度に** 【現場対応力の強化】
  - 災害時の初動体制の強化
  - 高度な部隊及び高機能的な車両、資機材の配置
  - 救急救命士の計画的養成による救命率の向上
  - 予防要員の専門化・高度化
  - 指揮隊の配置による消防力強化
  - 大規模災害への対応力の強化
- 3 より効率的に** 【行財政運営の効率化】
  - 重複投資の回避
  - 投資負担額の縮減
  - 職員の効率的な配置



先進事例では、広域化により放水開始から鎮火までの平均時間が『10分短縮』

# 町公有地占用の申請はお済みですか？

## 許可申請の流れと占用料について

問 街づくり推進課 ☎ 84-0321

### 占用許可申請の流れ

町が管理している公有地（道路・水路・公園などの敷地）の占用について、より適正に維持管理するため、開成町道路占用料徴収条例など関連する条例が平成22年4月に施行されました。公有地を占用する場合には必要な許可申請手続きの方法と占用料金についてお知らせします。

道路・水路・公園等の公有地を占用する場合、町へ占用許可申請を行い、占用許可を受ける必要があります。

### 占用許可期限は？

占用許可期限は、原則3年以内です。占用許可期間満了後も、継続して占用を希望する場合は、3年ごとに継続申請が必要になりますので、ご注意ください。

### 占用料の納付

道路・水路・公園等の公有地を占用する場合、町へ占用料金を納めていただきます。ただし、次の占用については、占用料が免除になります。

- ① 上下水道等、公営企業の事業のために占用するとき
- ② 道路から水路を横断して土地に架けられるために水路の上に架けられている橋で、橋の幅が4m以下のもの
- ③ 宅内の雨水又は汚水を水

# 車両が進入

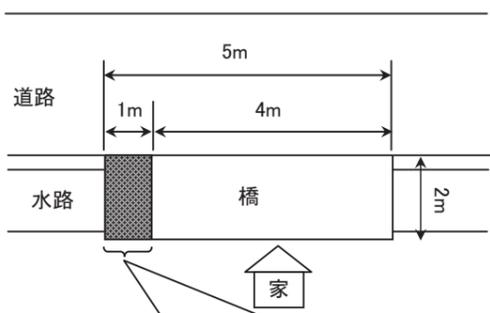
## 開成水辺スポーツ公園 サッカー場等へ



車両が進入し、荒らされたサッカー場

9月2日（金）～3日（土）の夜間に、開成水辺スポーツ公園内のサッカー場とソフトボール場に何者かが車両で進入し、グラウンドが荒らされてしまいました。サッカー場は、7月に約400人ものボランティアの皆さんの協力により芝生の苗を植えたばかりで、芝生化に向けて懸命に管理をしているところで、今回の件では被害届と告訴状を松田警察署へ提出しました。このような行為を見かけたかたは松田警察署（☎ 82-0110）または、役場（☎ 83-2331）までご連絡ください。

### 開成町役場付近で幅員5メートルの橋を架けた場合



占用料徴収対象部分（幅員4mを越える部分）  
A=2㎡（1m×2m）

○ 占用料の算出（例）  
 占用料 = (占用単価) × (占用数量)  
 占用料 = 562円 × 2㎡  
 = 1,124円  
 = 1,120円 / 年  
 (10円未満四捨五入)  
 \* 占用単価 = 町で管理している固定資産台帳に記載されている㎡当りの単価 × 0.006

### 占用許可申請に必要な書類

占用許可申請の手続きの際には、次の書類を提出してください。

### 占用料金の額

占用料金の額は、物件の種類、大きさ、占用の期間などにより異なります。占用料金の単価は、「開成町道路占用料徴収条例」に定められており、1年ごとに徴収させていただきます。（占用料の算出例は図のとおり）

・ 許可申請書

・ 位置図（住宅地図等）

・ 占有面積の詳細図

・ 現況写真

占用許可を受けていない方は、早急に申請手続きをお願いします。